

電気設備工事特記仕様書 No. 1

【工事概要】

1 工事場所 堺市北区長曾根町183-5

2 建物概要

建物名	構造	階数	延床面積 (m ²)	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備考
本館	S造	5	5,193.36		○甲 ○乙	
					○甲 ○乙	
					○甲 ○乙	
					○甲 ○乙	

3 工事科目 ●印をついたものを適用し、各一式とする。

工事科目	建物名称	本館
電灯設備	●	○
動力設備	○	○
雷保護設備	○	○
受変電設備	○	○
電力貯蔵設備	○	○
発電設備	○	○
構内情報通信網設備	○	○
構内交換設備	○	○
情報表示設備	○	○
映像・音響設備	○	○
拡声設備	●	○
誘導支援設備	○	○
テレビ共同受信設備	○	○
監視カメラ設備	○	○
駐車場管制設備	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○
自動火災報知設備	●	○
中央監視制御設備	○	○
医療関係設備	○	○
	○	○
構内配電線路	○	○
構内通信線路	○	○
	○	○
電波障害調査	○	○
撤去工事	●	○

【特記事項】

1 一般事項

1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工編）平成31年版」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工編）平成31年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）平成31年版」による。

2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面及び標準仕様書による。

2 特記事項

項目及び特記事項は、●印をついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は、※印を適用する。

章	項目	特記事項
一般	※設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものまたは、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。また、〔グ〕印は「京都府庁グリーン調達方針」（以下、「グリーン調達」という。）の特定調達品目を示す。
	※機材の品質・性能証明	使用する機材が、(財)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	※現場代理人	本工事の施工に当たっては、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任する。
	※電気工事事	契約電力500kW以上の場合も、第1種電気工事士による施工を行う。
	※工事に伴う電力・水その他	本工事に必要な工事に伴う電力・水などの費用は、引き渡し時まですべて受注者の負担とする。
	※官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかにを行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
	※工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない
	※足場・作業構台	別契約の関係者・受注者が設置したものは、無償で使用できる。
	※監督職員事務所	※既存施設を利用する ○設置する (○本工事 ○別途)
	※監督職員事務所	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工編) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工編) ・電気設備工事監理指針 ・電気設備工事施工チェックシート ・建築設備耐震設計施工指針 ・工事写真の撮り方(最新版)-建築設備編- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)
事	※建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○建設副産物の処理 右記のほか、現場説明書による。 ○引き渡しを要するもの【 】 ○再生資源利用を図るもの【 】 ○特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器 ○ ○構外指定地に搬出処理 ※(一財)城陽山城砂利採取地整備公社 ○ ○構内指示場所に敷き均し ○構外搬出適切処理
	○建設発生土処分	右記のほか、現場説明書による。
	●再生資源利用促進	建設副産物において、発生量の多少に問わず、再生資源利用促進計画書（建設副産物対策近畿地方連絡協議会）について、施工計画書に含めて提出する。また、実績については再生資源利用促進計画書として提出する。
	1) 「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理計画書」を監督職員に提出する。	
	2) 関係法令等に準じ、適正に廃棄物等を処理し、「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理報告書」により監督職員に報告する。	
	○アスベスト成形板の処理等	施工調査 アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形板使用数量の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲 ※成形板の製造年等の確認 ○X線解析法 処理方法 ※非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針「に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。
	○設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものまたは、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。また、〔グ〕印は「京都府庁グリーン調達方針」（以下、「グリーン調達」という。）の特定調達品目を示す。
	○機材の品質・性能証明	使用する機材が、(財)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図・試験成績書等は除く。
	○現場代理人	本工事の施工に当たっては、主任技術者又は監理技術者と同様、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任する。
	○電気工事事	契約電力500kW以上の場合も、第1種電気工事士による施工を行う。
○工事に伴う電力・水その他	本工事に必要な工事に伴う電力・水などの費用は、引き渡し時まですべて受注者の負担とする。	
○官公署への手続き	官公署等への手続きは速やかにを行い、それに要する費用は、すべて受注者の負担とする。	
○工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない	
○足場・作業構台	別契約の関係者・受注者が設置したものは、無償で使用できる。	
○監督職員事務所	※既存施設を利用する ○設置する (○本工事 ○別途)	
○監督職員事務所	下記の図書を監督職員事務所に備え付ける。 ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工編) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工編) ・電気設備工事監理指針 ・電気設備工事施工チェックシート ・建築設備耐震設計施工指針 ・工事写真の撮り方(最新版)-建築設備編- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)	
○建設副産物の処理及び建設発生土の処理	○建設副産物の処理 右記のほか、現場説明書による。 ○引き渡しを要するもの【 】 ○再生資源利用を図るもの【 】 ○特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器 ○ ○構外指定地に搬出処理 ※(一財)城陽山城砂利採取地整備公社 ○ ○構内指示場所に敷き均し ○構外搬出適切処理	
○建設発生土処分	右記のほか、現場説明書による。	
●再生資源利用促進	建設副産物において、発生量の多少に問わず、再生資源利用促進計画書（建設副産物対策近畿地方連絡協議会）について、施工計画書に含めて提出する。また、実績については再生資源利用促進計画書として提出する。	
1) 「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理計画書」を監督職員に提出する。		
2) 関係法令等に準じ、適正に廃棄物等を処理し、「建設発生土処理計画書」及び「廃棄物処理報告書」により監督職員に報告する。		
○アスベスト成形板の処理等	施工調査 アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。 ・アスベスト成形板使用部位の確認 ・アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ・アスベスト成形板使用数量の確認 ・施工範囲等の確認 確認範囲 ※成形板の製造年等の確認 ○X線解析法 処理方法 ※非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針「に従いあらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。	

章	項目	特記事項																																																
一般	※工事関係書類	営繕工事契約関係提出書類書式集一覧表により提出。																																																
	※履行報告	月報 ※2部 ○3部 毎月末にめ、翌月の5日までに提出する。																																																
	※工事写真	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（最新版）-建築設備編-」による。 2) 工事完成時、整理の上、1部提出する。 3) デジタルカメラで撮影可とする。																																																
	※完成図書	名称 内容 大きさ 部数 ○完成図 金文字製本 A4版 1部 ●完成図 ○背貼り製本 (版) ○A4ファイル止め 2部 ●施工図 ○背貼り製本 (版) ○A4ファイル止め 2部 ●機器完成図等 機器製作内容 ファイル止め A4版 2部 保守指導案内書(機器取説書を含む) 機器性能試験成績書・保証書・施工の試験成績書 ●諸官庁提出書類 副本 1式 ○原図 完成図・施工図 1部 ●完成写真 アルバム綴り 2部 電子納品については、現場説明書による。																																																
	※著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。																																																
	※付属品及び予備品	標準仕様書によるほか、別表1による。																																																
	●耐震施工	1) 設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。 2) 下記の設計用水平震度(KH)により、機器製作固定を行う。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>中 間 階</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th>水 槽</th> <th>水 槽</th> <th>水 槽</th> <th>水 槽</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中 間 階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> </table> 注1 耐震安全性の分類が甲類の建物は特定の施設、乙類の建物は一般の施設を適用する。 注2 屋外に設置する機器は、建物の耐震安全性の分類に準じる。ただし、敷地内に甲類の建物と乙類の建物が混在する場合は、特定の施設を適用する。 注3 ()内の数値は、防震支持の機器の場合に適用する。 注4 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。 注5 上層階の定義は、6階建以下の場合は最上階、7~9階建の場合は上階2階。 注6 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ○配電盤 ○直流電源装置 ○自家発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○中央監視装置 ○UPS装置 ○自動火災報知装置	設置場所	○特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	中 間 階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1階及び地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	設置場所	○特定の施設		○一般の施設		水 槽	水 槽	水 槽	水 槽	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中 間 階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	設置場所	○特定の施設		○一般の施設																																														
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																													
	上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																													
中 間 階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																														
1階及び地下階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																														
設置場所	○特定の施設		○一般の施設																																															
	水 槽	水 槽	水 槽	水 槽																																														
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																														
中 間 階	1.5	1.0	1.0	0.6																																														
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																														
○風圧力に対する性能	建築基準法に基づき定められた風速及び地面相度区分V。(○30 ○32 ○34) 地面相度区分(○I ○II ○III ○IV)																																																	
○風圧力(耐風力)	建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受雷部システム及び引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト ○																																																	
●電線類	1) 特記なきものは、EM-1Eとする。 2) EM電線、EMケーブルで標準仕様書に規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。 <table border="1"> <tr> <td>EM-アクセスフロア</td> <td>JCS4502(600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンシースケール)による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-EE)及び600Vアクセスフロア用架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-CE)を示す。</td> </tr> <tr> <td>EM-MEES</td> <td>JCS4271に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの</td> </tr> </table> 3) 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線(樹脂被覆鉄線等)を挿入する。	EM-アクセスフロア	JCS4502(600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンシースケール)による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-EE)及び600Vアクセスフロア用架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-CE)を示す。	EM-MEES	JCS4271に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの																																													
EM-アクセスフロア	JCS4502(600Vアクセスフロア用耐燃性ポリエチレンシースケール)による600Vアクセスフロア用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-EE)及び600Vアクセスフロア用架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケール(EM-CE)を示す。																																																	
EM-MEES	JCS4271に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの																																																	
●電線管	電 線 管 ●PF管 ただし、露出部分は鋼製電線管とする。分電盤等の2次側で第1ボックスまでは(※鋼製電線管OPF管)とする。 ●ねじなし電線管 1) 雨線外及び湿気が多い場所または水気のある場所に使用する露出電線管は、厚銅電線管とする。 2) スラブ厚の1/4を超える外径の配管及び(PF22)又は(E31)相当を超えるものは、コンクリート埋込配管を行わない。 最上階の埋込配管 最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。 下記の露出配管は塗装(指定色塗装)を行う。 ●屋外 ○屋外居室 ○屋内PS・EPS ○屋内機械室 ○ 分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けて変更することができる。																																																	
●電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けて変更することができる。																																																	
●ボックス	PF管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。																																																	
○予備配管	分電盤の予備の配線用遮断器が4個以下の場合(25)を1本、5個以上の場合(25)を2本天井内で立上げる。ケーブルラックの防火員通部に(51)を1本以上立上げる。																																																	
●フラッシュプレート	和 室 ○樹脂製 ●金属製(○新金属製 ○ステンレス製) その他 ○樹脂製 ●金属製(●新金属製 ○ステンレス製)																																																	
○フロアプレート・ベース	水平高低調整式(空転防止リフing付、OAフロア部分を除く)とする。 ○砲金製 ○アルミ合金製																																																	
●機器	寸 法 盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。 接 続 電動機への接続は、本工事とする。 アンカーボルト アンカーボルト及びナットは、下記による。 屋外・多湿室等 (●溶融亜鉛メッキ ○SUS) その他 (○一般品 ○)																																																	
●あと施工アンカー	施工後確認試験 ○行う ●行わない 試験方法 引張試験機による引張試験とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)(平成28年度版)「8.12.5 施工確認試験」による。 確認強度 監督職員との協議による。																																																	

章	項目	特記事項																																
共通事項	○機器内配線等	下記の機器内配線及びケーブルには、EM電線及びEMケーブルを使用する。ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 ○分電盤 ○OA盤 ○実験盤 ○開閉器箱 ○制御盤 ○キュービクル式配電盤 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置(UPS) (簡易型を除く)																																
	○はつり	1) 既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用する。 ※貫通部分は鉄筋探査を行うこと。 2) 復旧はモルタル補修までとする。																																
	●再使用機器	取り外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定の上取付ける。なお照明器具等の見え掛り部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃する。																																
	○その他	屋外の盤類・開閉器箱 ○SUS ○鋼板製 屋外のプルボックス ○SUS ○鋼板製																																
	●工事範囲	●配管 ●配線 ●機器取付																																
	●電気方式	幹線 ○単相3線式 100V/200V ○直流2線式 100V 分岐 ●単相2線式 ●100V ○200V ○直流2線式 100V																																
	○照明制御による効果の評価	社団法人日本照明器具工業会技術資料130「照明制御装置による消費電力削減効果の評価手法」により、消費電力削減効果の評価を行い監督職員に提出する。																																
	○照明制御装置〔グ〕	照明制御装置の各センサー設定は、監督職員の指示による。センサー設定器を附属させる。																																
	○多重伝送制御システム	多重伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。システム設定器を附属させる。																																
	電	○蛍光灯安定器及びLED制御装置の種類	蛍光灯安定器及びLED制御装置・電圧は、標準図及びJIL5004-2015「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">器 具 の 種 類</th> <th>安定器等の種類</th> <th>電圧(V)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">LED灯</td> <td>LSR1、LSR2、LSR3、LPJ1</td> <td>LJ</td> <td>○100 ○200</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>LN</td> <td>○100 ○200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直管形蛍光灯</td> <td>FHF16形、FHF32形</td> <td>PH</td> <td>○100 ○200</td> </tr> <tr> <td>避難口誘導灯・通路誘導灯</td> <td>LN</td> <td>100</td> </tr> </table>	器 具 の 種 類		安定器等の種類	電圧(V)	LED灯	LSR1、LSR2、LSR3、LPJ1	LJ	○100 ○200	上記以外	LN	○100 ○200	直管形蛍光灯	FHF16形、FHF32形	PH	○100 ○200	避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	100													
器 具 の 種 類		安定器等の種類	電圧(V)																															
LED灯		LSR1、LSR2、LSR3、LPJ1	LJ	○100 ○200																														
		上記以外	LN	○100 ○200																														
直管形蛍光灯		FHF16形、FHF32形	PH	○100 ○200																														
		避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	100																														
○LED照明器具の規格		LED照明器具の定格消費電力等の規定が標準図とJILと異なる場合、JILの規定を適用する。																																
○RP又はMP形照明器具		標準図において、防雨形または防湿形の器具本体の材質に、SUSを含む複数の材料が適用されている場合は、SUSを適用する。																																
○非常用照明の形式		○電池内蔵形 ○電池別置形																																
○フロアコンセント		○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OAフロア用																																
○分電盤等	1) 本工事の分電盤、OA盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断器の寸法は、JISC8201-2-1「回路遮断器」、同付属書JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JISC8201-2-2「漏電遮断器」、同付属書JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 2) 特記なき場合、分岐に用いる2種の配線用遮断器及び漏電遮断器は1種サイズのものとする。 3) SPD分離器(配線用遮断機)は(○警報接点付 ○警報接点無)とする。 4) SPD分離器は、監督職員の承認を受けて、SPD内蔵とすることができる。 端子盤部に ○通気口 ○冷却ファン を設ける																																	
○照明用ポール	○開閉器を設ける(○配線用遮断器○カットアウトスイッチ) ○開閉器を設けない																																	
○一般照明の照度測定	実施 ○する ○しない																																	
動	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付																																
	○電気方式	幹線 ○三相3線式 200V ○ 分岐 ○三相3線式 200V ○																																
	○制御盤	1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。(インバータ回路を除く) 2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 3) インバータ発熱対策用冷却装置を扉面に取り付けた場合、開扉時に冷却装置を休止させる。 4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を盤面に表示(○させる ○させない)																																
	○監視方法	○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視																																
	○インターロック	自動火災報知設備の受信機、連動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して、空調機を停止させる。																																
	○インバータ装置の規約効率	三相可変性電動機用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> </tr> <tr> <th>インバ-タ効率(%)</th> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> <th>45</th> </tr> <tr> <th>インバ-タ効率(%)</th> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> </table> 備考) 1) 電動機の供給電圧は100V又は200Vとする。 2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	インバ-タ効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	インバ-タ効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5																										
	インバ-タ効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5																										
	電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45																										
	インバ-タ効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																										
○工事範囲	○外部雷保護システム(○受雷部システム ○引下げ導線システム ○接地システム) ○内部雷保護システム																																	
○保護レベル	○I ○II ○III ○IV																																	
○受雷部システム	突針支持管 ○鋼製 ○ステンレス製																																	
○接地システム	○A型接地極(○板状接地極 ○垂直接地極 ○放射状接地極) ○B型接地極(○環状接地極 ○網状接地極)																																	
受	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付																																
	○電気方式	高圧 三相3線式 6kV 低圧 ○三相3線式200V ○単相3線式100V/200V ○三相3線式 V ○三相4線式 V/V																																
	○配電盤形式	○屋内キュービクル式配電盤 ○屋外キュービクル式配電盤 ○開放形配電盤 ○変圧器盤 ○コンデンサ盤 ○系統連系保護制御盤 ○高圧スイッチギア(○CX形 ○CW形 ○PW形) ○低圧スイッチギア(○CX形 ○CS形 ○CW形 ○FW形)																																
	○変圧器の規格〔グ〕	1) 変圧器(スコット結線変圧器、モールド変圧器でH絶縁材料を使用するもの、一次電圧が低圧または特別高圧のものを除く。)は、グリーン購入法による特定調達品目の判断基準を満たすものとする。 2) ダイヤル温度計は、最高温度指針とする。 ○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視																																
	○監視方式	○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視																																
	○基礎	○本工事 ○別途工事 ○既設																																
	○付属品等	盤内に予備限流ヒューズを収納する。																																
	○その他	○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。 ○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し端子を設ける。 ○低圧配電盤に内部点検空間を設ける。(幅600mm以上・高さ1,800mm以上) ○盤内照明器具はLEDとする。																																

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図面番号	E-01/08
図面名	電気設備工事 特記仕様書(1)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計番号	設計年月日 R04_2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川陽文			

電気設備工事特記仕様書 No.2

章	項目	特記事項
電力貯蔵設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○直流電源装置	用途 ○建築基準法用 ○消防法用 ○受変電設備専用 その他 ○過放電防止保護装置 (直流不足電圧継電器) の設定電圧は、90Vとする。
発電機	○交流無停電電源装置 (UPS)	用途 () 方式 ○一般形 ○簡易形
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
発電機	○形式	○オープン形 ○簡易形 ○キュービクル
	○連続運転可能時間	○10時間 (乙) ○72時間 (甲) ○
発電機	○発電機	電気方式 三相3線式 電圧 ○210V ○6.6kV ○415V 定格出力 kVA以上 力率 0.8
	○原動機	種別 ○ガスタービン ○ディーゼル機関 ○ガスエンジン ○マイクロガスタービン ○燃料電池 ○コージェネレーション kW (PS) 以上 始動方式 ○電気式 ○空気式 冷却方式 ○ラジエーター式 ○水循環環式 現地負荷試験 ○行う ○行わない
発電機	○燃料	種類 ○重油 ○軽油 ○灯油 ○ガス () ○燃料小出槽 ○主燃料槽
	○監視方式	○警報盤による代表監視 ○中央監視盤による監視
太陽光発電装置	太陽電池	レイアウト 公称最大出力 kW以上 設置可能建築面積 m ² 以下 (長辺 m x 短辺 m)
	系統連系	○受動 ○能動
太陽光発電装置	パワーコンディショナ出力	相線式 V kW以上
	逆流	○有 ※無
太陽光発電装置	交流出力電圧	○100V ○200V
	出力電気方式	○三相3線式 ○単相3線式 ○単相2線式
外部移報	○有 ○無	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
構内交換設備	○保安器用接地	○本工事 ○別途工事
	○形式	○電子交換機 ○ボタン電話装置
情報表示設備	○工事種類	○マルチサイン装置 ○出退表示設備 ○時刻表示設備
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
情報表示設備	○親時計及び付属装置	○CR -P M ○CW -P M ○プログラムタイマ (○カード式 ○キー式 ○)
	○子時計	特記なきものは ○SWA ₃₃ -G ₂ B ₂ ○
映像音響	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○施工方法	○金属管配線 ○ケーブル配線 ○合成樹脂管配線
拡声設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ●機器取外し再取付
	○増幅器	用途 ○全館放送用 (○一般放送 ○非常放送) ○ローカル放送用 ○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。
誘導支援設備	○スピーカー	特記なきものは ○SC ₆ H _i -1V ₃ -M ○
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
誘導支援設備	○工事内容	○音声誘導装置 検出方式 (○磁気式 ○無線式 ○画像認識) ○インターホン ○電話式 ○相互式 ○テレビインターホン ○親機に子機カメラ角度調整機能 (上下) を設ける。 ○外部受付用インターホン ○親機に子機カメラ角度調整機能 (上下) を設ける。 ○トイレ等呼出し装置 ○1室 ○3室 ○5室 ○10室 (既設品) 呼出しボタン ○壁付ボタン (プルスイッチの長さは0.2m以上とする) ○壁付握りボタン (握りボタンの長さは1.2m以上とする) ○受付呼出し装置 ○誘導音
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
テレビ共同受信設備	○アンテナ	○UHF用 ○BS用 ○CS用 ○AM用 ○FM用 ○CATV
	○アンテナマスト	○壁面取付形 ○自立形 ○配管用ステンレス鋼管 ○一般構造用炭素鋼管 (溶融亜鉛メッキ仕上げ) ○圧力配管用炭素鋼管 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)
テレビ共同受信設備	○電界強度測定	電界強度及び面質は、最上階が打上がったときに、アンテナ取付予定位置、またその周辺で測定し、その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。 測定チャンネルは、監督職員と協議する。

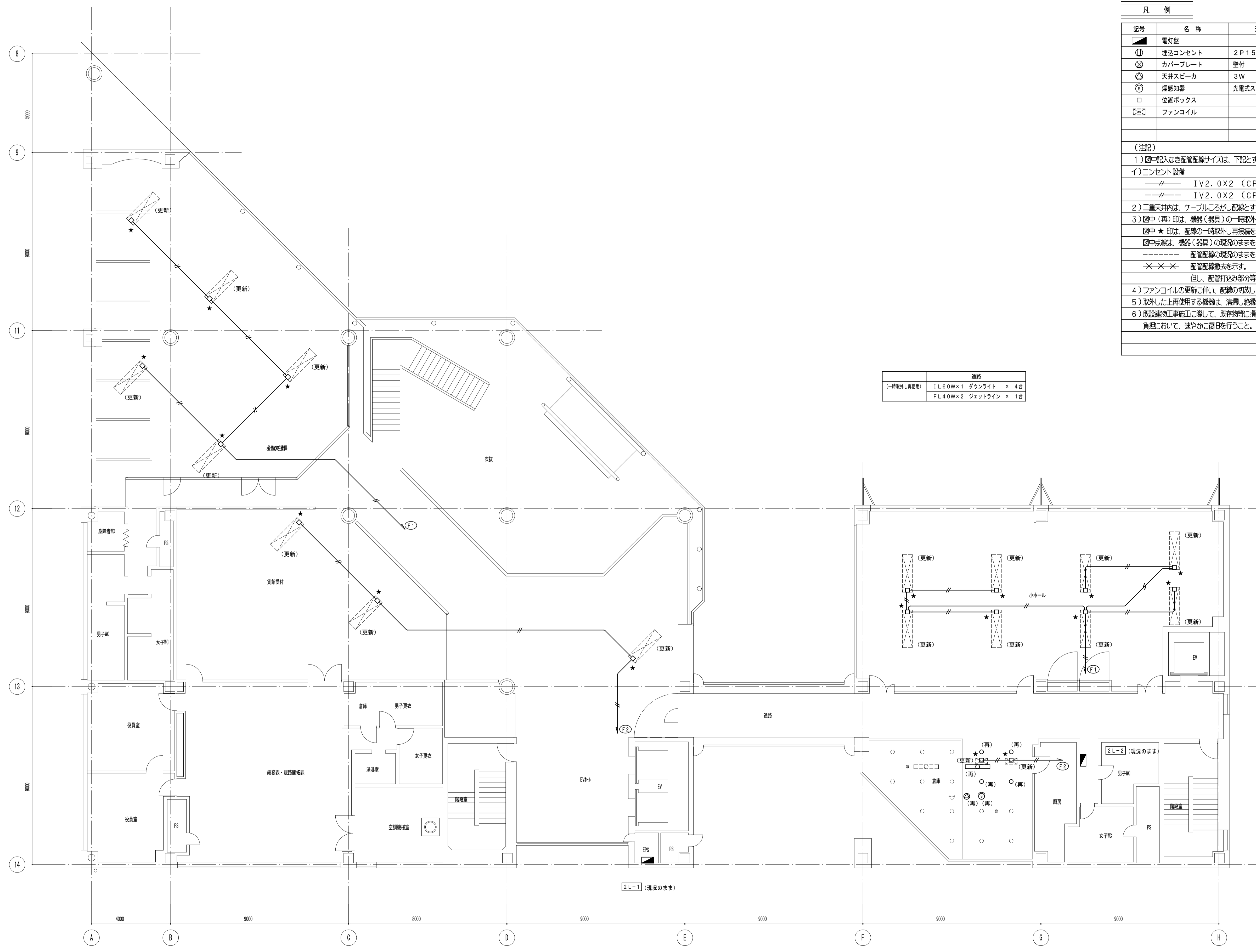
章	項目	特記事項
監視カメラ	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○画像	○カラー ○黒黒
監視カメラ	○伝送方式	○アナログ伝送方式 ○ネットワーク伝送方式 ○
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
監視カメラ	○車両検出方式	○ループコイル方式 ○光線方式
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
監視カメラ	○工事種類	○機械警備用配管 ○防犯装置 ○入退室管理制御装置
	●自動火災報知装置	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付
自動火災報知装置	○受信機	○P形 級 回線 ○壁掛形 ○自立形 ○単独形 ○複合形 ○副受信機 ○盤面に消火ポンプ運転表示灯を設ける。
	○消火ポンプ始動	○消火栓箱内押ボタン ○発信機と連動 (総合盤に始動表示灯を設ける。)
自動火災報知装置	○機器取付	○消火栓一体形 ○単独形 (既設品)
	●自動閉鎖装置	○工事範囲 ○配線 ●機器取外し再取付
自動火災報知装置	○連動制御器	回線 【予備電源 (蓄電池) 内蔵】 ○単独 ○自火報受信機と一体 ○ダンパ等 (全数) 復旧用の予備電源容量を持つこと。
	○自動閉鎖装置	○防火戸用 [DC24V 0.6A以下電磁式またはラッチ式] ○防煙ダンパ用 【別途工事 瞬時通電式又は電動式 DC24V 0.6A以下 遠方復帰機構 (電動式) DC24V 0.7A以下】 ○防火シャッター用 【別途工事 DC24V 0.6A以下】
自動火災報知装置	○非常警報装置	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○電気方式 DC24V ○電源装置 ○非常電源 (蓄電池) ○自動火災報知設備と兼用
	○ガス漏れ火災警報装置	○工事範囲 ○配管 ○機器取付 ○受信機 ○単独形 ○自火報受信機と一体
自動火災報知装置	○ガスの種類	○都市ガス (13A) ○液化石油ガス
	○諸警報表示	受信機に諸警報表示窓 (窓) を設ける。
制中央監視	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○監視方式	○警報盤 ○監視制御装置
医療関係設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○非接地電源用分電盤	キャビネット ○鋼製 ○ステンレス製
医療関係設備	○ナースコール装置	トイレ及び浴室等の呼出押ボタン ○防滴 ○防湿
	○その他	○オプション等の試験は、監督職員の指示による。
構内配線	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○電気方式	高圧 ○三相3線式 6kV 低圧 ○三相3線式 200V ○ ○単相3線式 100/200V ○単2線式 (○100V ○200V)
構内配線	○ふ設方式	○地中線 ○管路式 ○波付硬質合成樹脂管 (FEP) ○ポリエチレン被覆管 (PLP) ○埋設深さ 特記なきものはGL (舗装がある場合は、舗装下面) -300mm以下とする。 ○架空線 電柱 ○遠心カプレストレストコンクリートポール
	○区分開閉器	○高圧負荷開閉器 7.2kV 300A 用途 ○架空引込用 ○地中引込用 構造 ○耐中塩じん用 ○耐重塩じん用 形式 ○引外し装置付き (SOG形) ○引外し装置なし ○避雷器内蔵 ○制御電源用変圧器内蔵
構内配線	○マンホール及びハンドホール	構造・寸法 ○標準図による ○図示による。 蓋の文字 ○蓋の用途表示は電力とする。○ ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
	○余長	高圧ケーブルは、受変電設備までの配線経路中、1ヶ所以上で3m余長をとる。
構内配線	○端子、高圧ケーブル端未処理	○一般用 ○耐塩用 ○重耐塩用
	○避雷器	○屋外形 ○耐塩形 ○一般用 ○耐塩形
構内配線	○外灯	基礎 ○本工事 ○別途工事 ○外灯ボールの材質が鋼製 (SPC) の場合は溶融亜鉛メッキとし、指定色塗装とする。
	○標識シート	外灯回路以外に設ける。また、2倍長とする。
構内配線	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付
	○ふ設方式	○地中線 ○管路式 ○波付硬質合成樹脂管 (FEP) ○ポリエチレン被覆管 (PLP) ○埋設深さ 特記なきものはGL (舗装がある場合は、舗装 (表層) 下面) -300mm以下とする。 ○架空線 電柱 ○遠心カプレストレストコンクリートポール
構内配線	○マンホール及びハンドホール	構造・寸法 ○標準図による ○図示による。 蓋の文字 ○蓋の用途表示は通信とする。○ ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。 ケーブルが直接接触しない場合の金物は、接地を省略してもよい。
	○標識シート	地中配線 (管路) のすべりに設ける。

章	項目	特記事項
調査	○調査範囲	○測定のみ ○対策工事実施設計書作成まで
	○測定時期	○工事前 ○工事中 ○完成後
調査	○測定箇所	箇所
	○測定内容	受信可能な全チャンネルとし、結果報告書を提出する。

別表 1 付属品・予備品

○イーザーキャビネット	箱	○キーボックス	○テスター	○マンホールフック
○工具箱 (ドライバー、モンキーレンチ、組スパンナー、ハンマー)				
受変電設備・盤		ランプ及びヒューズの予備品は、20%とする。		

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図面番号	E-02/08
図面名	電気設備工事 特記仕様書 (2)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計番号	設計年月日 R04.2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川陽文			



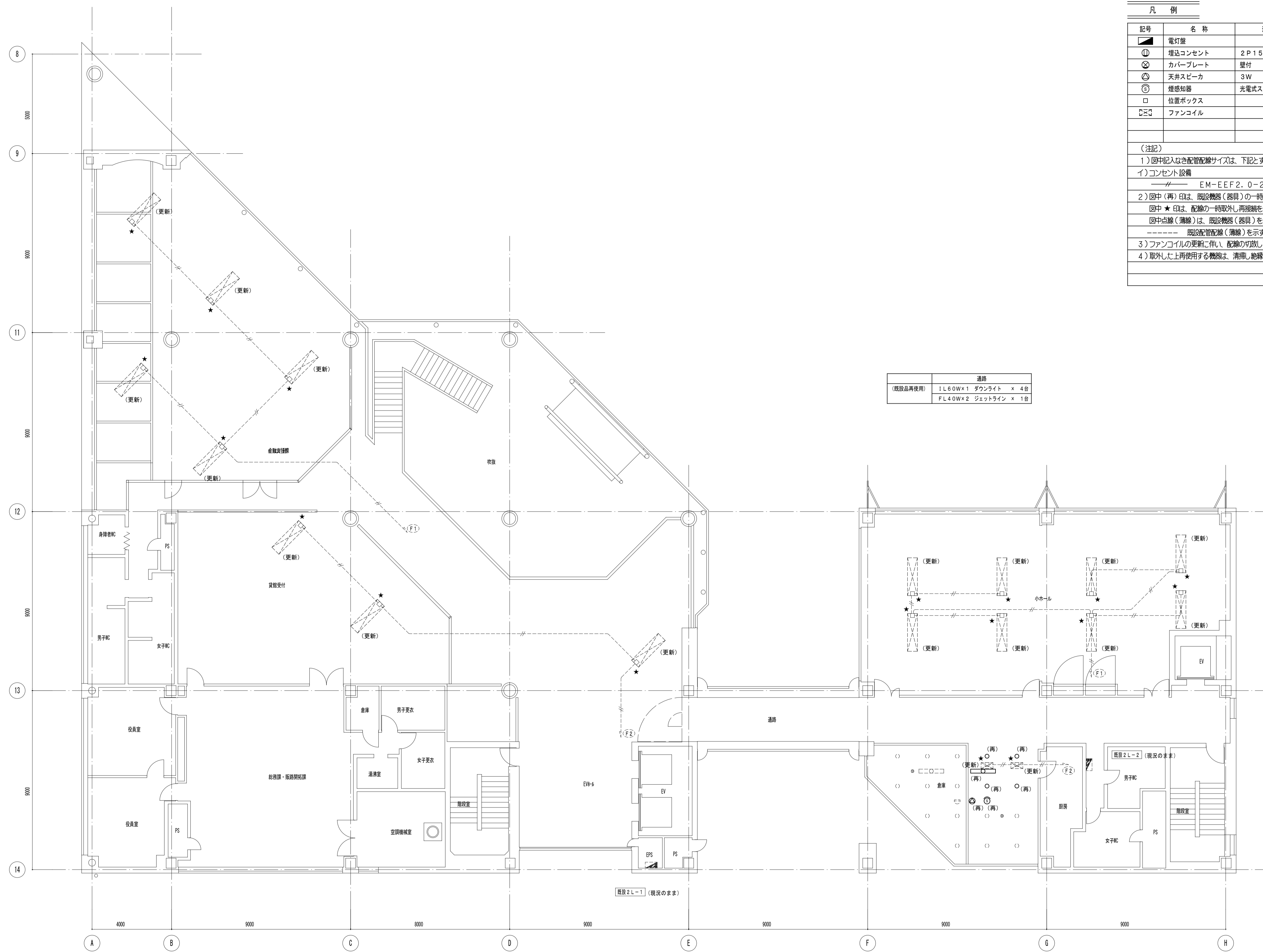
凡 例			
記号	名称	形状	備考
■	電灯盤		
①	埋込コンセント	2P15A×1	
⊗	カバープレート		壁付
⊙	天井スピーカ	3W	
⊕	煙感知器	光電式スポット型 3種	
□	位置ボックス		
⊞	ファンコイル		機械設備工事

(注記)
 1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。
 イ) コンセント設備
 --- IV2.0X2 (CP19) いんべい配管配線
 --- IV2.0X2 (CP19) 土間配管配線
 2) 二重天井内は、ケーブルところがし配線とする。
 3) 図中(再)印は、機器(器具)の一時取外し再取付を示す。
 図中★印は、配線の一時取外し再接続を示す。
 図中点線は、機器(器具)の現状のままを示す。
 --- 配管配線の現状のままを示す。
 ××× 配管配線撤去を示す。
 但し、配管行込み部分等は、配線のみ撤去とする。
 4) ファンコイルの更新に伴い、配線の切放し再接続を行うこと。
 5) 取外した上再使用する機器は、清掃し絶縁測定の上取付けること。
 6) 既設建物工事施工に際して、既存物等に損害を与えたときは、請負者の負担において、速やかに復旧を行うこと。

通路	
(一時取外し再使用)	1L60W×1 ダウンライト × 4台 FL40W×2 ジェットライン × 1台

2 階 平 面 図

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図番	E-03/08
図名	電灯コンセント・弱電設備 2階平面図(現況・撤去図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計者	設計年月日 R04.2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文			



凡 例			
記号	名称	形状	備考
■	電灯盤		
①	埋込コンセント	2P15A×1	
⊗	カバープレート	壁付	
⊙	天井スピーカ	3W	
⊕	煙感知器	光電式スポット型 3種	
□	位置ボックス		
⊞	ファンコイル		機械設備工事

(注記)

1) 図中記入なき配管配線サイズは、下記とする。
 イ) コンセント設備
 ——— EM-EEF2.0-2C いんべい配線

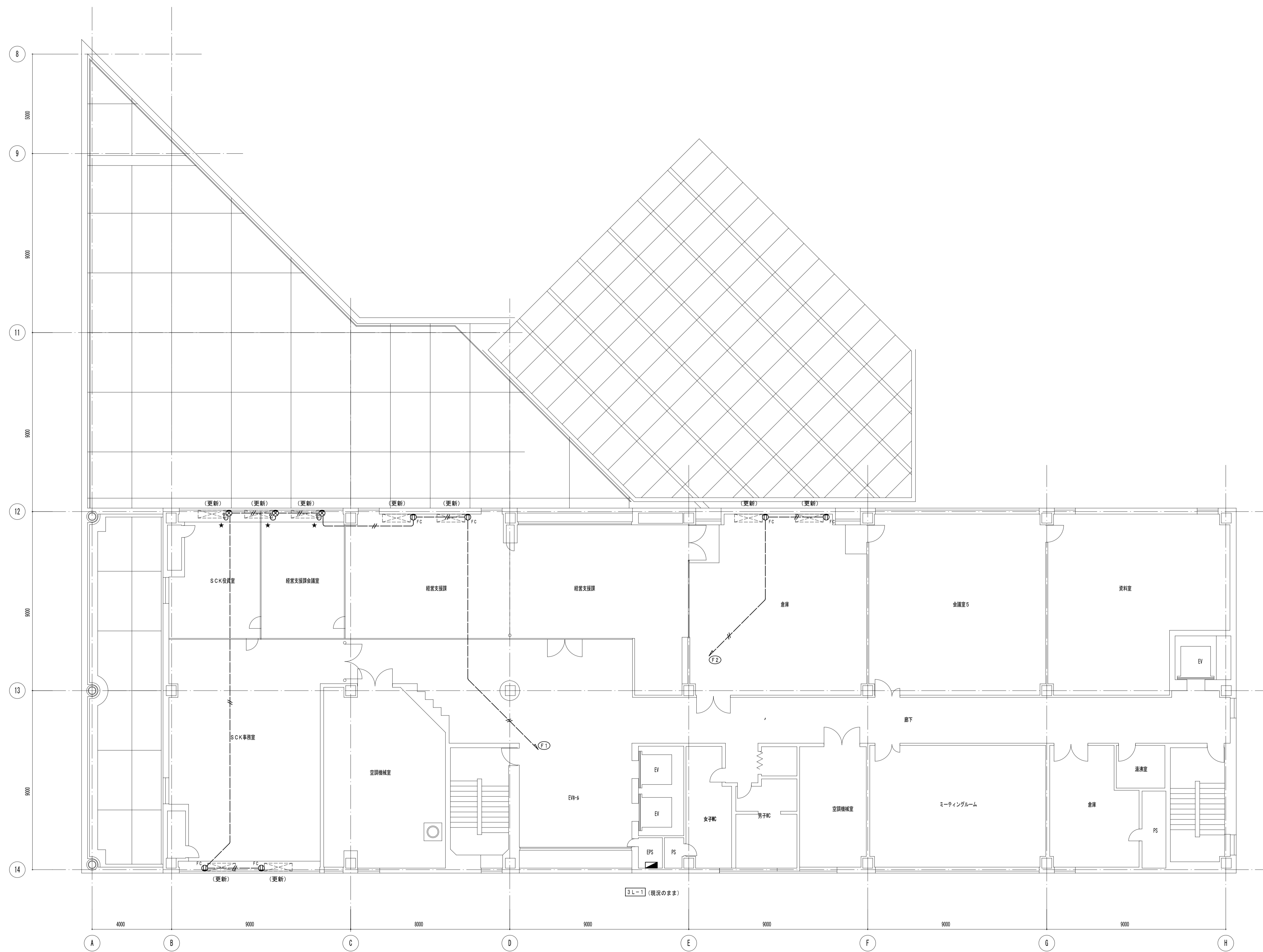
2) 図中(再)印は、既設機器(器具)の一時取外し再取付を示す。
 図中★印は、配線の一時取外し再接続を示す。
 図中点線(薄線)は、既設機器(器具)を示す。
 - - - - - 既設配管配線(薄線)を示す。

3) ファンコイルの更新に伴い、配線の切放し再接続を行うこと。
 4) 取外した上再使用する機器は、清掃し絶縁測定の上取付けること。

通路	
(既設品再使用)	1L60W×1 ダウンライト × 4台
	FL40W×2 ジェットライン × 1台

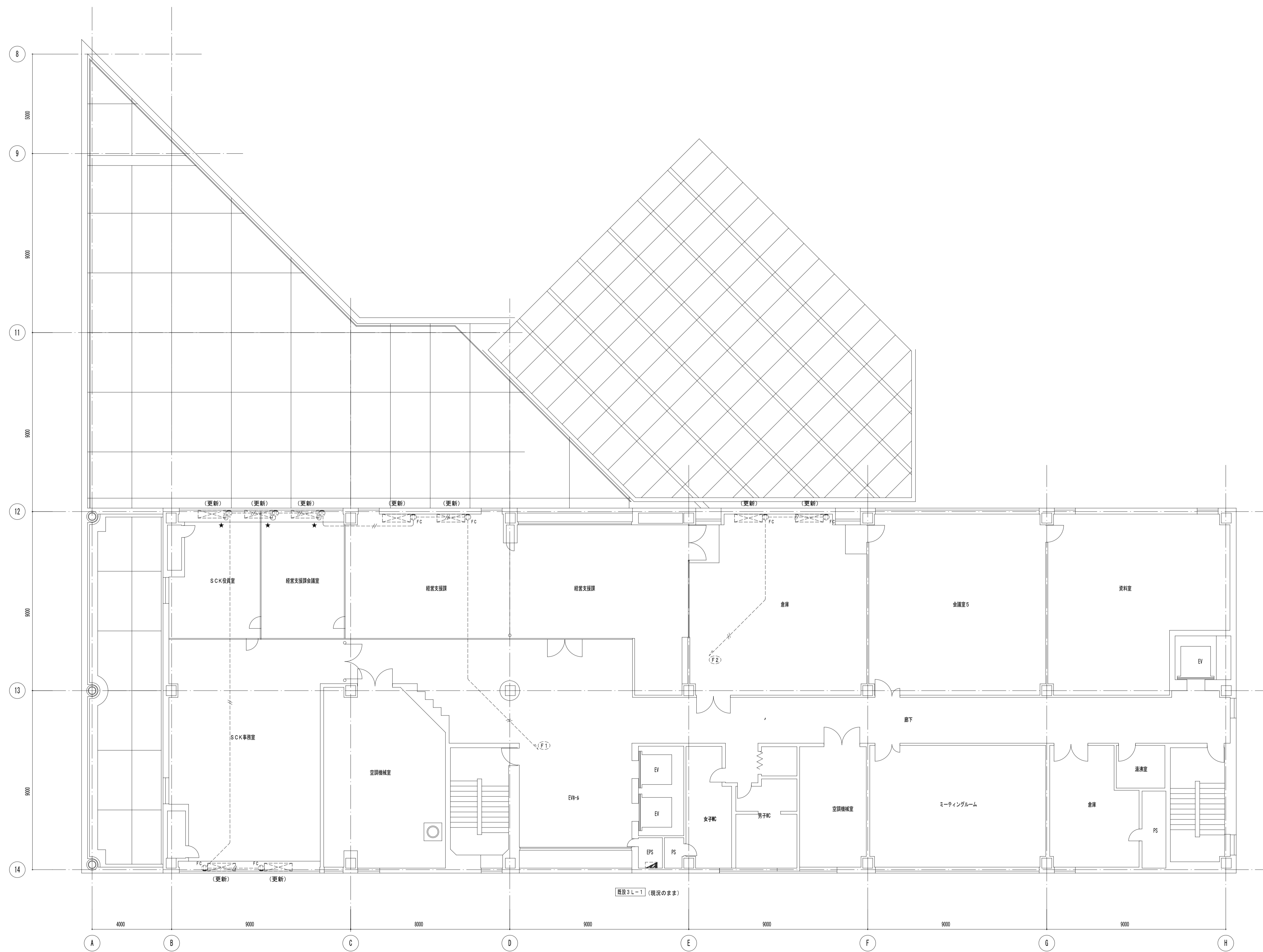
2 階 平 面 図

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図番	E-04/08
図名	電灯コンセント・弱電設備 2階平面図(改修図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計年月日	R04.2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文			



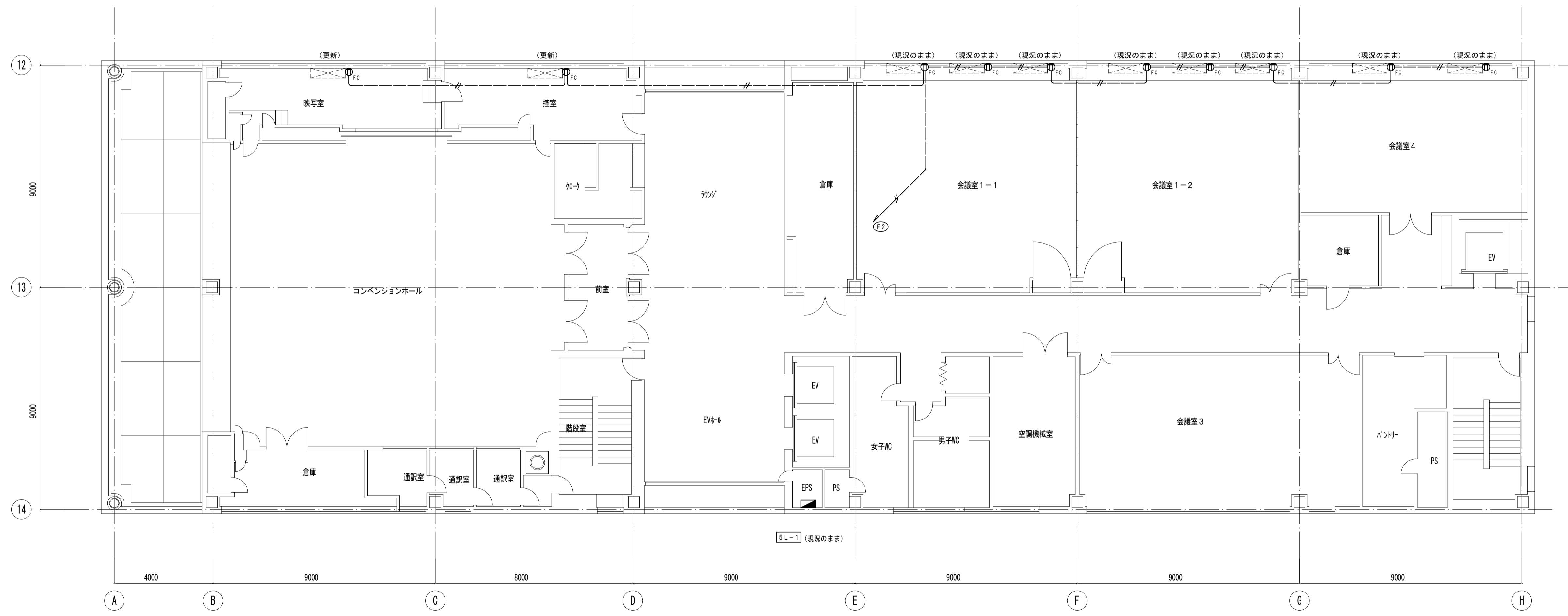
3階平面図

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図番	E-05/08
図名	コンセント設備 3階平面図(現況・撤去図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計年月日	R04.2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文			



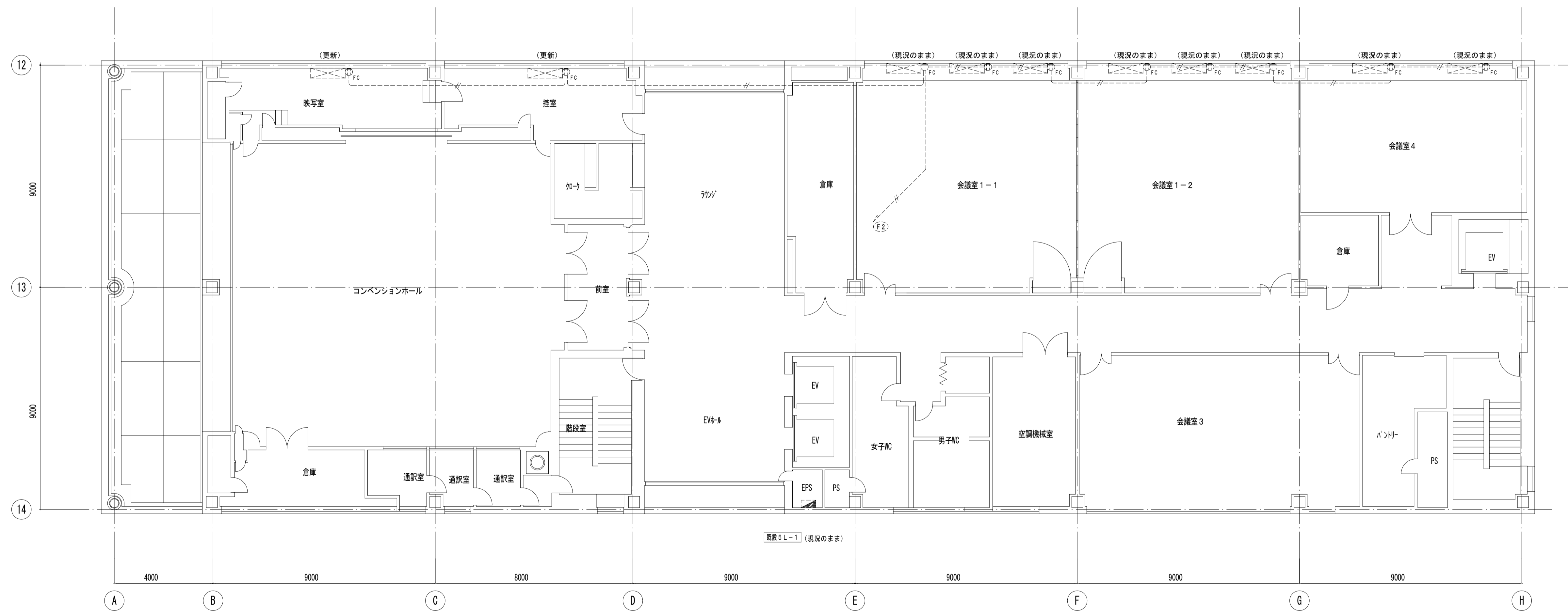
3 階 平 面 図

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図番	E-06/08
図名	コンセント設備 3階平面図 (改修図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計年月日	R04.2		
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文			



5 階 平 面 図

工事名	堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図面番号	E- 07 / 08
図面名	コンセント設備 5階平面図 (現況・撤去図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計番号	R04_2	設計年月日	
株式会社 小河建築設計事務所			
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文			



5 階 平 面 図

工事名		堺市産業振興センター本館空調設備改修工事	図面番号	E-08/08
図面名		コンサート設備 5階平面図 (改修図)	縮尺	A1-1:100 A3-1:200
設計番号	設計年月日	R04. 2.		
株式会社 小河建築設計事務所				
1級建築士 登録番号 第109031号 柳川 陽文				